

消費税率引上げに伴う実務対応—税率に関する経過措置を中心として—

我が国の消費税は平成元年4月に税率3%で導入され、その後平成9年4月に5%に引き上げられました。

また、消費税は導入から現在までに、事業者免税点を始めとする中小事業者に対する特例制度、いわゆる95%ルールの改正など幾多の改正を経て、第180回国会において可決・成立し、平成24年8月に交付された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等により現行の地方消費税を合わせた5%の税率が、平成26年4月1日からは8%に、平成27年10月1日からは10%に引き上げが予定されています。

この消費税率の引上げは、施行日を期して一律に引き上げられるのではなく、旅客運賃等の前売り等に関する経過措置や工事の請負等に関する経過措置など種々の税率に関する経過措置が設けられています。

そこで本研修では「消費税率の引上げに伴う実務対応」と題して、施行日前後の取引に係る税率の適用、各種経過措置の内容及びその取扱いの疑問点等を解説することにより、消費税率引上げ時のスムーズな事務処理に役立てていただきたいと思います。

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師紹介 税理士 和氣 光 氏

|       |                   |       |                   |
|-------|-------------------|-------|-------------------|
| 平成 4年 | 国税庁消費税課課長補佐       | 平成16年 | 東京国税局消費税課長        |
| 平成 8年 | 東京国税局川崎南税務署副署長    | 平成17年 | 同 町田税務署長          |
| 平成 9年 | 税務大学校研究部教授        | 平成20年 | 同 豊島税務署長を経て       |
| 平成12年 | 東京国税局調査第1部特別国税調査官 | 平成21年 | 税理士、青山学院大学大学院客員教授 |
| 平成13年 | 同 麻布税務署副署長        | 平成23年 | 東京税理士会 相談委員       |
| 平成14年 | 同 課税第2部統括国税調査官    |       |                   |

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成25年11月19日(火) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階 会議室
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名10,000円(昼食付き)
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。  
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。  
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyoo.com>)  
※研修受講管理システム導入のため、税理士本人が出席する場合は、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。